条例策定に向けたスケジュール

年月	内容
2023 年 5 月	中小・小規模企業ヒアリング(30 社程度) ※~9 月頃
6 月	第1回懇話会開催 (内容:条例の制定に向けた基本的な考え方の整理等)
7月	県政世論調査
8~9月	地域産業労働会議*における意見聴取
10 月	第2回懇話会開催 (内容:条例骨子案等の検討)
10~11月	パブリックコメント
2024 年 2 月	第3回懇話会開催 (内容:条例制定後の取組・施策展開等の検討) 2月県議会 提案・審議
3 月	↓
4 月	条例施行(総則・基本的施策:4月1日施行予定、手続き規定:7月1日施行予定)

^{*}県民事務所等(6か所)主催で、各地域の産業労働に関わる機関・団体等 を構成員とし、各地域の課題等について意見交換を行う会議